

事務連絡  
平成24年3月5日

東北厚生局医療課  
宮城県・福島県・岩手県都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
宮城県・福島県・岩手県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定にて見直しを行う歯科訪問診療料の対象者等の  
表現の被災3県における見直しの適用について

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）においては、歯科訪問診療のニーズが高いこと等から、平成24年度診療報酬改定において、下記の通り表現の見直しを行う歯科訪問診療料の対象者について、本日より、当該見直しを適用する。

#### 記

##### 現行

歯科訪問診療は常時寝たきりの状態等であって、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象

##### 平成24年度診療報酬改定

歯科訪問診療は、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象